第1部 制度の概要及び基礎統計

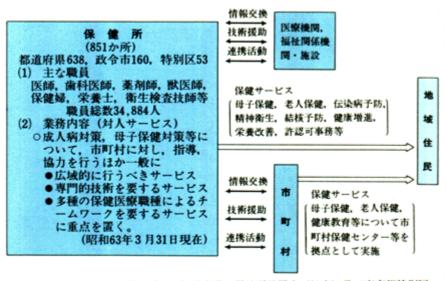
- Ⅲ 保健医療
 - 1 保健医療の実施体制
 - (1) 保健所・市町村保健センター

地域住民に対する保健サービスは,保健所及び市町村が実施している。このため,保健所には多様な専門職種と設備が配置され,市町村には,保健婦の配置と市町村保健センターの整備が進められている。

なお,市町村保健センターは,市町村が行う成人病,母子保健等の対人保健サービス活動及び地域住民の行う 自主的な保健活動等の拠点としての施設として活用されている(62年度末で926か所を設置)。

保健所の活動

保健所の活動



(注) 保健所は、都道府県、保健所設置市 (31市) 及び東京都特別区 が設置する行政機関である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 1 保健医療の実施体制
 - (2) 医療施設

第Ⅲ-1-1表 医療施設の現況

					開	設	者	84	
		定義	総数	国	厚生省	公立・ 公的等	私的	医療法人	個人
病()内病		病床20床 以上	9,841 (1,582,393)	402 (159, 805)	255 (106,201)	1,506 (377,387)	7,933 (1,045,201)	3,680 (563,089)	3,400 (277,446
餘祭	板	無床又は	79,134 (277,958)	517 (2,417)	10 (5)	4,572 (5,042)	74,045 (270,499)	1,361 (9,211)	66,168 (258,676
所 ()内病床数	歯科	病床19床 以下	48,300 (244)	2 ()	- (-)	366 (19)	47,932 (225)	726 (30)	46,935 (193

第Ⅲ-1-2表 医療設置数・人口10万対施設数の推移

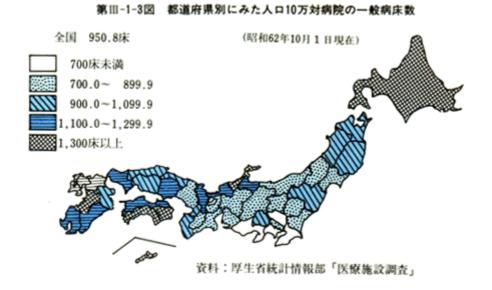
第Ⅲ-1-2表 医療施設数・人口10万対施設数の推移

年次	総数		柳			院		一般	歯科
		総数	精神	伝染	結 核	611	一 般	診療所	診療所
			(施		設	数)			5 Ph
40	100,173	7,047	725	46	340	14	5,922	64,524	28,602
45	106,882	7,974	896	35	160	14	6,869	68,997	29,911
50	113,973	8,294	929	27	87	16	7,235	73,114	32,565
55	125,500	9,055	977	20	39	16	8,003	77,611	38,834
60	134,075	9,608	1,026	12	27	16	8,527	78,927	45,540
61	136,242	9,699	1,035	13	22	16	8,613	79,369	47,17
62	137,275	9,841	1,044	13	19	16	8,749	79,134	48,300
			()	ДП107	万対施設製	枚)			
40	101.9	7.2	0.7	0.0	0.3	0.0	6.0	65.7	29.1
45	103.0	7.7	0.9	0.0	0.2	0.0	6.6	66.5	28.8
50	101.8	7.4	0.8	0.0	0.1	0.0	6.5	65.3	29.1
55	107.2	7.7	0.8	0.0	0.0	0.0	6.8	66.3	33.2
60	110.8	7.9	0.8	0.0	0.0	0.0	7.0	65.2	37.6
61	112.0	8.0	0.9	0.0	0.0	0.0	7.1	65.2	38.8
62	112.3	8.0	0.9	0.0	0.0	0.0	7.2	64.7	39.5

(注) 昭和60年以降は10月1日現在であり、昭和55年以前は年末現在である。

資料:厚生省統計情報部「医療施設調査」

第Ⅲ-1-3図 都道府県別にみた人口10万対病院の一般病床数



第Ⅲ-1-4表 病床数・人口10万対病床数の推移

第Ⅲ-1-4表 病床数・人口10万対病床数の推移

年次	総数		病			院		一 般	歯科
+-()	No set	総数	精神	伝 染	結 核	60	一 般	診療所	診療所
		(病	B	Ē	数)			
40	1,077,971	873,652	172,950	24,179	220,757	13,230	442,536	204,043	276
45	1,312,628	1,062,553	247,265	23,144	176,949	13,217	601,978	249,646	429
50	1,428,482	1,164,098	278,123	21,042	129,055	14,020	721,858	264,085	299
55	1,607,482	1,319,406	308,554	18,218	84,905	12,235	895,494	287,835	241
60	1,778,979	1,495,328	334,589	14,619	55,230	10,471	1,080,419	283,390	261
61	1,816,194	1,533,887	340,506	14,109	51,367	10,205	1,117,700	282,046	261
62	1,860,595	1,582,393	347,196	13,772	48,938	9,997	1,162,490	277,958	244
		()	п 1	0 万	対 病	床業	牧)	'	'
40	1,096.9	889.0	176.0	24.6	224.6	13.5	450.3	207.6	0.3
45	1,265.5	1,024.4	238.4	22.3	170.6	12.7	580.4	240.7	0.4
50	1,276.1	1,039.9	248.5	18.8	115.3	12.5	644.9	235.9	0.3
55	1,373.2	1,127,1	263.6	15.6	72.5	10.5	765.0	245.9	0.2
60	1,469.9	1,235.5	276.5	12.1	45.6	8.7	892.7	234.2	0.2
61	1,492.7	1,260.7	279.9	11.6	42.2	8.4	918.6	231.8	0.2
62	1,521.8	1,294.2	284.0	11.3	40.0	8.2	950.8	227.3	0.2

(注) 昭和60年以降は10月1日現在であり、昭和55年以前は年末現在である。

資料:厚生省統計情報部「医療施設調査」

第Ⅲ-1-5表 平均在院日数,病床の種類の推移

	第Ⅲ一	0 1		肉床の種類の	-1120	(単位:日
年 次	総数	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床	一般病床
昭和40年	56.7	433.8	17.7	408.5	11,733.4	30.3
45	55.3	455.4	17.6	385.3	11,118.1	32.5
50	54.8	486.8	16.8	317.7	14,148.6	34.7
55	55.9	534.8	17.8	252.6	7,250.7	38.3
56	56.4	534.8	17.1	240.5	6,930.0	39.2
57	56.1	529.8	18.7	231.7	6,827.0	39.6
58	55.1	536.0	18.1	221.2	5,986.7	39.2
59	54.6	538.9	16.4	215.2	8,560.3	39.4
60	54.2	536.3	18.3	207.2	9,748.1	39.4
61	54.0	532.6	18.9	200.3	10,735.5	39.7
62	52.9	522.3	18.7	181.6	9,365.5	39.3

資料:厚生省統計情報部「病院報告」

第Ⅲ-1-6表 諸外国の病院数・病床数・一般病院の病床利用率及び在院日数

第Ⅲ-1-6表 諸外国の病院数・病床数・一般病院の病床利用率及び在院日数

			病质	表 数			
E	名	病院數	総数	一般病院 (再 掲)	病床利用率 (%)	平均在院日数 (日)	
H 7	\$ (1987)	9,841 (8.0)	1,582,393 (1,294.2)	1,311,531 (1,072.7)	83.3	39.3	
アメリ	カ (1980)	7,051 (3.1)	1,333,360 (585.7)	1,081,348 (475.0)	73.9 (1979)	7.9 (1979)	
イングラントウェール	(1974)	_	420,943 (855.6)	_	78.8 (1972)	13.1 (1972)	
西ドイ	7 (1980)	3,234 (5.3)	707,710 (1,149.6)	425,941 (691.9)	83.4	14.9	
フラン	z (1977)	3,548 (6.7)	567,618 (1,069.4)	438,460 (826.0)	79.2	13.6	
スウェーデ	> (1980)	711 (8.6)	123,074 (1,480.9)	60,480 (727.7)	77.3	12.5	
イタリ	7 (1979)	1,832 (3.2)	554,595 (974.5)	413,507 (726.6)	68.7	11.5	
y ;	連 (1978)	23,400 (9.0)	3,201,000 (1,225.3)	_		_	

- (注) 1. 国により病院の定義が異なるが、ここでは WHO の統計表に従った。
 - 2. 病院数、病床数の()内は人口10万対である。
 - 3. 日本の病床利用率及び平均在院日数は一般病床の数値である。

資料:外国は WHO「World Health Statistics Annual 1983」 日本は厚生省統計情報部「医療施設調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 1 保健医療の実施体制
 - (3) 医療関係者

第Ⅲ-1-7表 医療関係者の現況

職 種	員 数 (62年末) 現 在)	養 成 施設数 (63年4月)	入 学 定 員 (63年4月)	職種	員 数 (62年末) 現 在)	養 成 施設数 (63年4月)	入 学 定 員 (63年4月
*医師	191,346	80	8,410	診療放射線技師	29,488	30	1,63
* 歯科医師	66,797	29	3,155	**診療エックス線 技士	3,507	-	-
*薬剤師	135,990	46	7,725	臨床検査技師	96,978	72	3,57
保健婦	22,646	63	2,505	衛生検査技師	119,655	_	-
助産婦	24,534	80	1,990	臨床工学技士	-	4	31
看護婦(士)	369,301	868	38,241	義肢装具士	-	2	3
准看護婦(士)	331,534	633	32,329	** 栄養士	20,451	282	23,45
理学療法士	7,042	44	1,010	##(管理栄養士)	5,509	30	1,48
作業療法士	3,003	29	615	*カル摩・マッサージ・指圧師	86,806	167	3,33
视能訓練士	1,480	4	150	*はり師	55,086	96	2,73
*歯科衛生士	32,666	128	7,007	*きゆう師	53,696	96	2,73
*歯科技工士	31,139	73	3,442	*柔道整復師	18,728	14	1,0

第Ⅲ-1-7表 医療関係者の現況

- (注) *の職種の員数は、昭和61年末現在である。
 - **の職種の員数は、昭和62年10月1日現在である。
- 資料:1. 医師, 歯科医師, 薬剤師数については厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」による届出数である。
 - 2. 保健婦数については厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」に基づく推 計による。
 - 3. 助産婦,看護婦(士),准看護婦(士)数については,厚生省統計情報部「医療施設調査」「病院報告」「衛生行政業務報告」及び一部推計による。
 - 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、診療放射線技師、臨床検査技師、 衛生検査技師数については、62年末免許取得者数である。
 - 5. 歯科衛生士、歯科技工士数については、「衛生行政業務報告」による。
 - 6. あん摩・マッサージ・指圧師, はり師, きゆう師, 柔道整復師数については、「衛生行政業務報告」による。
 - 7. 診療エックス線技師数は、厚生省統計情報部「医療施設調査」による。
 - 8. 栄養士,管理栄養士については,厚生省統計情報部「医療施設調査」に よる。

第Ⅲ-1-8表 就業形態別医師数

(昭和61年度)

区分	就業形態	実数 (人)	構成比(%)
医	総数	183,129	95.7
採	病院の開設者	3,670	1.9
設	診療所の開設者	61,910	32.4
医療施設の従事者	病院(医育機関附属病院を除く)の勤務者	72,678	38.0
事	診療所の勤務者	10,086	5.3
者	医育機関附属病院の勤務者	34,785	18.2
医以事療外者	総数	6,402	3.3
医療 施設 施設	臨床以外の医学の教育、研究機関の勤務者	4,190	2.2
設從	衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,212	1.2
4	総数	1,815	0.9
その他	その他の職業に従事する者	379	0.2
他	無職の者	1,436	0.8
	総数	191,346	100.0

資料:厚生省統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第Ⅲ-1-9表 諸外国の医療関係者

第Ⅲ-1-9表 諸外国の医療関係者

(人口10万対)

3	名	医 師	歯科医師	薬剤師	看護婦
В	本 (1986)	157	55	112	558.3
アメリ	カ	228 (1983)	56 (1983)	57	692(1978)
イギリ	スド・ウェールズ)	152(1977)	29(1974)	52	426 (1979)
西ドイ	y	232(1981)	54 (1981)	42	552(1980)
フラン	7	201 (1980)	59 (1980)	68	660 (1977)
スウェー	テン	210(1981)	102(1981)	67	924 (1980)
191	7	289(1979)	79	327 (1974)
y	連	365(1979)	_	614 (1975)

- (注) 1. 日本の医師、歯科医師は上記調査とともに未届者数を考慮して推計したものであり、薬剤師は年末の届出数である。
 - 日本の看護婦(看護士,准看護婦及び准看護士を含む)は、上記調査とともに一部推計した年末の就業者数である。
 - 3. 外国の看護婦数には助産婦も含む。
- 資料 日本は厚生省統計情報部で医師・歯科医師・薬剤師調査」「医療施設調査」「完美報告」「衛生行政業務報告」フランスの医師、歯科医師はフランス社会保存省「Annuaire des Staistiques Sanitaires et Sociales (1982,83)」、西ドイツの医師、歯科医師は西ドイツ連邦政府統計局「Statistical Compass (1983)」、アメリカの医師、歯科医師はアメリカ商務省「Statistical Abstract of the United States 1986」、スウェーデンの医師、歯科医師はスウェーデン統計局「Statistisk arsbok (1984)」、諸外国の薬剤師は、世界薬剤師連合(FIP)1982調査による。

その他はWHO「World Health Statistics Annual 1983」。

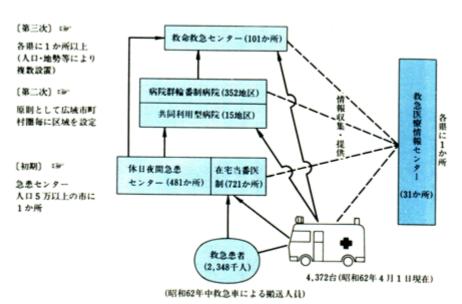
第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 1 保健医療の実施体制
 - (4) 救急医療

休日,夜間などに発生する救急患者の医療を確保するため,昭和52年度から体系的,計画的な施策を推進している。

救急医療体制図

救急医療体制図



- (注) 1. 教急医療施設は、昭和63年4月1日現在の数である。
 - 2. 上記体制の他に救急患者の搬送先として 4,117病院、1,752診療所が告示されている。
 - 3. 救急車台数及び救急患者数は消防庁調べである。

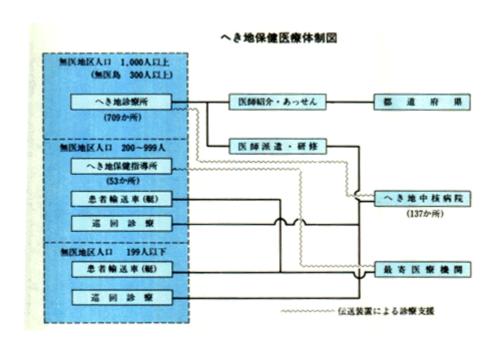
(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

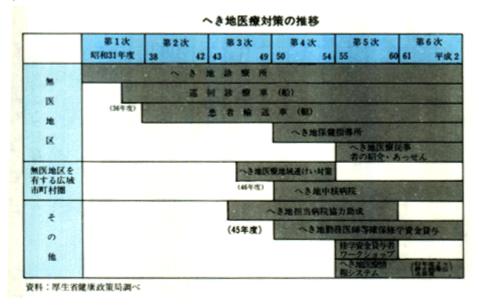
- Ⅲ 保健医療
 - 1 保健医療の実施体制
 - (5) へき地保健医療

山村,離島等の医療に恵まれない住民の医療を確保するため,昭和31年度以来施策を推進しているが,現在実施している施策体系を図示すれば次のとおりである。

へき地保健医療体制図



へき地医療対策の推移



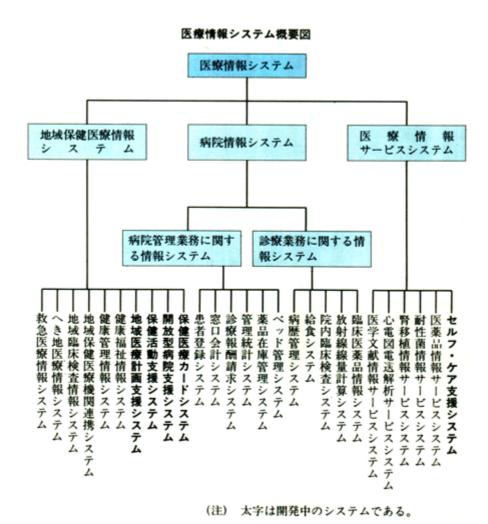
(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 1 保健医療の実施体制
 - (6) 医療情報システム

医療情報システムは,近年著しい進歩を遂げている情報処理技術及び高度通信技術を保健医療の分野に応用し,保健医療機関内,保健医療機関相互,保健医療機関と地域住民との情報伝達処理の連携,迅速化を行い,保健医療の効率化を図るものである。この研究開発は,地域保健医療情報,病院情報,医療情報サービスの3分野で進められている。

医療情報システム概要図



厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 1 保健医療の実施体制
 - (7) 社会福祉・医療事業団(医療貸付)

社会福祉・医療事業団は,臨時行政調査会の最終答申を踏まえ,社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合して,昭和60年1月1日に発足したものであり,当該事業団の医療貸付は旧医療金融公庫の業務を承継したものであって,病院,診療所等の設置等に必要な資金の融通並びに病院,診療所等に関する経営指導を行い,医療の普及及び向上を図ることを目的としている。

なお,昭和63年度より疾病予防運動施設並びに温泉療養運動施設に対する融資制度を創設し,適正な普及を 図ることとしている。

これまで,旧公庫融資分を含め医療関係施設が不足している地域等に新設された施設数は,病院3,183施設,診療所15,913施設,老人保健施設6施設,その他の施設171施設であり,病院病床の増加数は36万床近くに達する。また,質的な面でも施設の不燃化や近代化,機能の充実向上が図られている。昭和62年度末貸付累計額は1兆4,674億円となっている。



- ○直接貸付の範囲
 - 1. 通常の限度額を超えて融資ができることになっている総合病院等
 - 2. 地域の実情により特に必要と認められる病院
 - 3. 東京都,埼玉県,千葉県,神奈川県,大阪府,京都府,兵庫県, 奈良県内の病院で借入申込額が2億5千万円を超えるものなど
 - 4. 老人保健施設
 - 5. 疾病予防運動施設、温泉療養運動施設など

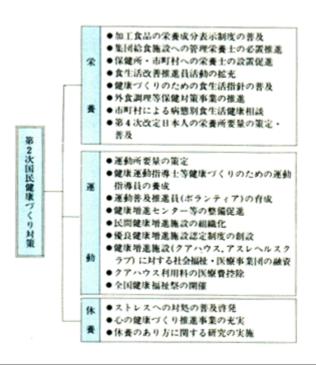
第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (1) 健康づくり対策

健康づくりには,国民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という自覚を持つことが基本であり,また,国民の様々な健康ニーズに対応して地域に密着した保健サービスが提供できる体制を整備していく必要がある。このような観点から,1)生涯を通じる健康づくりの推進,2)健康づくりの基盤整備,3)健康づくりの啓発普及の三点を柱とする「国民の健康づくり対策」が昭和53年度から推進されている。さらに今後はこれまでの施策を拡充するとともに,運動習慣の普及による栄養・運動・休養のバランスがとれた生活スタイルの確立を目指した「第2次国民健康づくり対策」(アクティブ80ヘルスプラン)を推進している。

◎第2次国民健康づくり対策

疾病の発生予防,健康水準の向上を図るため,栄養・運動・休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の確立を目指した総合的な健康づくり対策

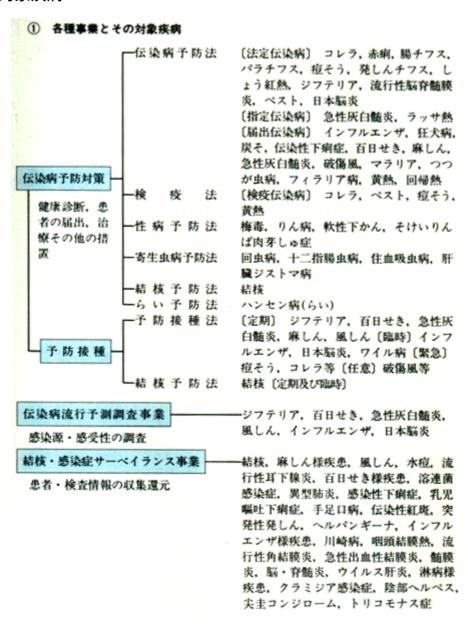


第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (2) 感染症対策

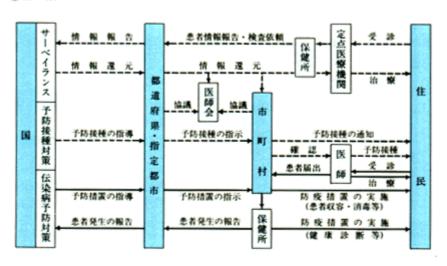
感染症対策は,伝染病予防対策(予防接種を含む),伝染病流行予測調査事業,結核・感染症サーベイランス事業が互いに密接な関連を保ちながら行われている。

1) 各種事業とその対象疾病



2) 組織

②組 鎌



(注) 本図は伝染病予防法、予防接種法、感染症サーベイランスについてのものである。

3) 予防接種健康被害救済制度

予防接種の実施に伴い,極めてまれにではあるが不可避的に異常な副反応がみられることにかんがみ,予防接種法に基づく健康被害救済制度を設けている。

第Ⅲ-2-1表 予防接種健康被害認定者数

W / L = 55 84			子防排	種の種類	(と認定者)	数(人)	
給付の種類	給付の内容	极症	DPT	ポリオ	インフルエンザ	その他	21
医 採 費	自己負担相当額						
医祭手当	27,500~29,500円 (月 額)	41	(7) 88	(3) 14	(9) 72	(10) 123	(29) 338
障害児養育年金 (18才未満)	33,000~102,600円 (月 額)	(1) 48	11	(1) 21	6	14	(2) 100
降害年金(18才以上)	103,400~210,800[4]	(1) 151	(1) 38	(2) 56	13	12	(4) 270
死亡一時金	17,700,000FJ						
弊 祭 料	119,000円	14	12	2	(1) 5	4	(1) 37
	21	(2) 254	(8) 149	(6) 93	(10) 96	(10) 153	06) 745

第Ⅲ-2-1表 予防接種健康被害認定者数

(注) 認定者数は、予防接種法等に基づき昭和63年3月31日までに認定された該当者数である。()内は昭和62年度に新規に認定された該当者数の再掲。給付の額は昭和63年4月1日現在である。

DPT: 百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン

資料:厚生省保健医療局調べ

4) 検疫

国内に常在しない検疫伝染病(コレラ,ペスト,痘そう及び黄熱)が船舶,航空機を介して国内に侵入することを防止するため,船舶,航空機に対する検疫,申請に基づく検査,消毒等の業務及び港湾地域の衛生措置等を行っている。

検疫業務の流れ 質問票 診診 告 有症者 食疫伝染病) 検 関係都道府県 (汚染源調査) 国内防疫 疫 汚染からの来航者 非有症者 の場合 (通報) 棄 入港船舶 務 廃棄・消毒 物 (コレラ菌検出) (通報) 汚水, 汚物 (港湾衛生業務 港湾区城 飲料水,食品 汚染源調査, 消毒 海水,河川水汚泥 ねずみ族、ノミ、 蚊の駆除 (ベストねずみ、 熱帯シマ蚊等発見) ねずみ族 • 昆虫 船舶衛生検査 • 予防接種 (申請業務)

検疫業務の流れ

第Ⅲ-2-2表 検疫実績の推移

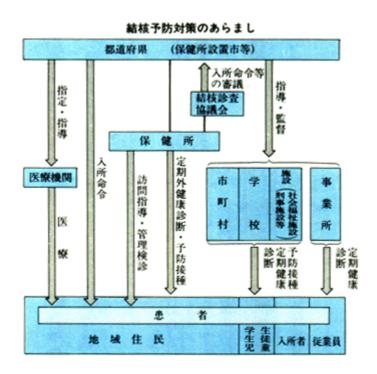
	検疫所数		船舶	船舶検疫		航空機検疫		
年 次	海港	空港	隻 数	人员	機 数	人員		
昭和50年	87	7	41,466	1,188,813	32,881	4,270,644		
55	84	12	44,957	1,171,177	40,613	6,697,985		
56	82	13	43,623	1,124,727	39,455	7,192,380		
57	81	13	42,882	1,116,914	40,115	7,610,514		
58	79	13	42,366	1,092,095	41,134	8,162,409		
59	79	13	43,783	1,111,213	44,104	8,885,731		
60	79	13	44,676	1,126,584	46,476	9,479,699		
61	79	13	43,736	1,094,236	50,131	9,808,849		
62	79	13	44,848	1,105,977	55,689	11,616,915		

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (3) 結核対策

結核患者は,年々減少しているが,今なお年間約6万人の新患者が発生する最大の伝染病である。このため 診断治療技術の進歩,まん延状況の変化に対応しつつ,健康診断,医療,患者管理等の予防対策を推進してい く必要がある。

結核予防対策のあらまし



第Ⅲ-2-3表 新登録結核患者数・罹患率及び結核死亡数・死亡率の年次推移

第Ⅲ-2-3表 新登録結核患者数・罹患率及び結核死亡数・死亡率の年次推移

年次	新登録結	核患者数	桔 核	死亡数
年次	実 数	罹患率(人口10万対)	実 数	死亡率(人口10万対)
昭和30年	517,477	579.6	46,735	52.3
35	489,715	524.2	31,959	34.2
40	304,556	309.9	22,366	22.8
45	178,940	172.3	15,899	15.4
50	108,088	96.6	10,567	9.5
55	70,916	60.7	6,439	5.5
60	58,567	48.4	4,692	3.9
61	56,690	46.6	4,171	3.4
62	56,496	46.2	4,016	3.3

資料:厚生省保健医療局「結核の統計1988」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

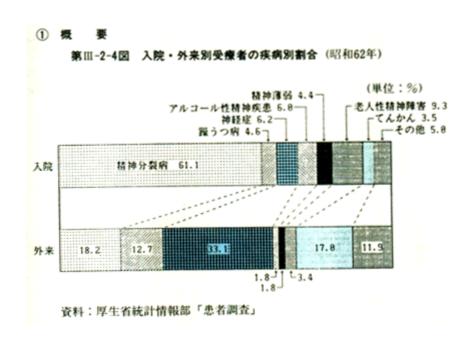
第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (4) 精神保健対策

国民の精神的健康の保持向上のため,国民の精神保健意識の向上,精神障害者等に対する医療保護の充実,社会復帰の促進等精神保健施策の推進を図っている。また,62年9月には,障害者の人権確保とその社会復帰施策のより一層の推進を図るため精神衛生法の改正を行い(精神保健法に名称変更)63年7月より施行したところである。

1) 概要

第Ⅲ-2-4図入院・外来別受療者の疾病別割合



第Ⅲ-2-5表 精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移

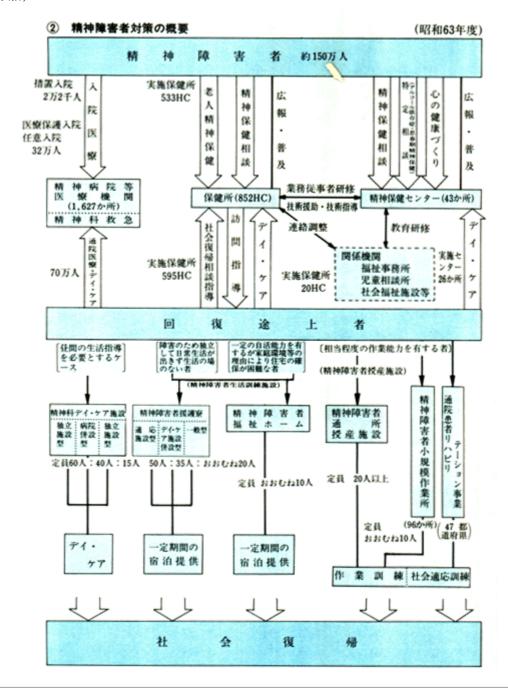
厚生白書(昭和63年版)

第Ⅲ-2-5表 精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移 (各年12月末)

年 次	精神病床数	入院患者数	措置患者数	外来患者年間延数
	床	A.	人	千人
昭和40年	172,950	183,260	65,372	2,761
45	247,265	250,328	76,532	4,978
50	278,123	278,793	63,887	6,576
55	308,554	309,450	45,766	7,647
60	336,446	336,271	28,353	8,776
61	341,950	338,146	24,081	9,111
62	348,211	340,316	20,015	9,522

資料:措置患者数は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」 その他は厚生省統計情報部「病院報告」

2) 精神障害者対策の概要



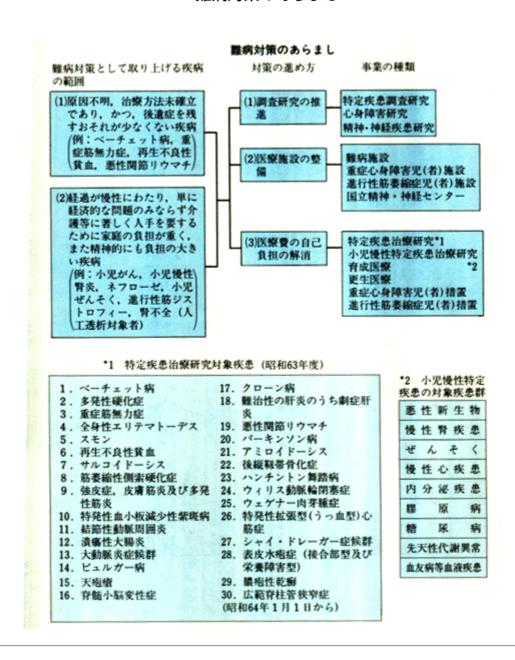
(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (5) 難病対策

昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づき体系的に種々の事業を進めている。

難病対策のあらまし



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

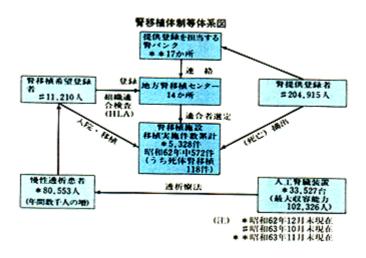
第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (6) 腎移植・角膜移植体制等

1) 腎移植体制

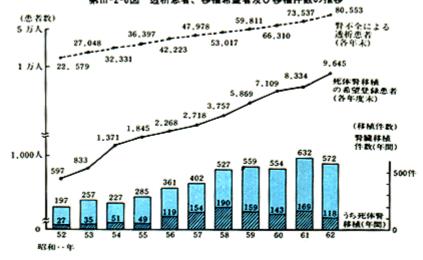
腎移植を円滑に行うため,国立佐倉病院を中核医療施設として整備し,各ブロックに地方腎移植センターを整備するとともに腎移植施設を全国的に整備するなどの諸施策を推進している。

腎移植体制等体系図



第Ⅲ-2-6図 透析患者、移植希望者及び移植件数の推移

第111-2-6図 透析患者、移植希望者及び移植件数の推移



資料:日本透析療法学会 (透析患者) 日本移植学会 (腎臓移植件数)

腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

腎臓提供登録機関(腎バンク)一覧

(昭和63年11月末現在)

名	郵便番号	住	電 路
助北海道界段バンク	060	札幌市中央区北一条西7丁目おおわだビル2階	011(261)2033
動いわて受の健康づくり財団	020	盛岡市内丸10-1岩手県庁内	0196(51)311
粉福岛県脊嶺協会	960	福島市光が丘1番地福島県立医科大学内	0245(48)211
※国 立 佐 倉 病 院	285	佐倉市江原台2-36-2	0434(86)115
创 腎 臓 移 植 善 及 会	105	東京都港区北ノ門 1-15-16船舶振興ビル 5階	03 (502)207
動新潟県腎臓バンク	950	新潟市新光町4-1新潟県庁内	025(285)551
動山梨果腎バンク	409-38	山梨県中巨摩郡玉穂町下河東1110番地山梨医科大学内	0552(73)108
節岐阜県ジン・アイバンク協会	500	岐阜市荻田1丁目1番地岐阜県庁内	0582(72)111
動 静 岡 県 腎 臓 バ ン ク	431-31	浜松市半田町3600番地浜松医科大学医学部附属病院内	0534(35)317
100 爱知 肾 篇 射 团	466	名古屋市中区三の丸3-2-1総合健齢センター内	052(962)537
動滋賀県腎臓パンク	520	大津市におの浜4-4-5	0775(23)129
京都府立医科大学階属病院脊髄パンク	602	京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465	075(251)523
動大阪背景バンク	530	大阪市北区芝田 2 - 2 - 1 新梅田ビル 721 号	06 (374)369
勢兵庫県総合保健協会腎臓パンク	662	西宫市六選寺町13番 9 号県立西宮病院内	0798(34)515
奈良県腎臓パンク	634	模原市四条町 840 県立医科大学和護病院内	07442(5)388
制和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	640	和歌山市吹上1-2-4 教急医療情報センター内	0734(24)713
動態為非腎臟協会	770	徳島市万代町1丁目1番地	0886(21)221
動変援腎臓パンク	790	松山市一番町4-4-2受娱界庁内	0899(41)211

※国立佐倉病院は腎臓移植希望者の登録機関である。

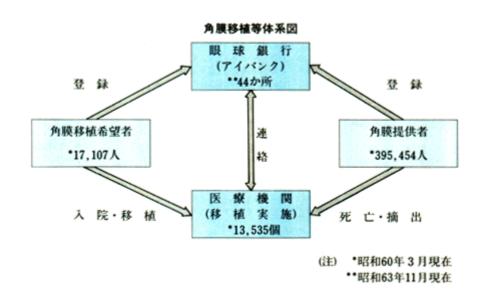
地方腎移植センター設置状況



2) 角膜移植体制

全国のアイバンクが集まって組織された日本眼球銀行協会を中心に,角膜移植推進のため国民に対する普及啓発活動を行っている。またアイバンク未整備の地域については順次設置を進めているところである。

角膜移植等体系図



第Ⅲ-2-7表 角膜提供登録者,角膜移植希望者及び移植個数の推移

第Ⅲ-2-7表 角膜提供登録者,角膜移植希望者及び移植個数の推移

年 度	提供登録者		移植希望者		移植	個数
	81	果 計	計	果 計	計	累 計
	~ 人	人	人	人	個	伽
38~51	80,353	80,353	9,056	9,056	3,748	3,748
52	12,713	93,066	530	9,586	603	4,351
53	15,559	108,625	630	10,216	706	5,057
54	14,710	123,335	638	10,854	931	5,988
55	25,798	149,133	671	11,525	1,012	7,000
56	36,724	185,857	979	12,504	1,327	8,327
57	67,295	253,152	1,144	13,648	1,474	9,801
58	79,649	332,801	1,439	15,087	1,805	11,606
59	62,653	395,454	2,020	17,107	1,929	13,535

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (7) 国立病院及び国立療養所

1) 国立病院及び国立療養所の業務

国立病院は全国99か所(分院2,国立がんセンター,国立循環器病センターを含む)設置され,主として,がん,循環器病等に関する高度先駆的医療や総合的診療を行っているほか,臨床研究,医療従事者の研修・養成,開発途上国に対する国際医療協力等を行っている。

国立療養所は全国152か所(国立精神・神経センターを含む)設置され,主として,結核,ハンセン病等特殊な療養を必要とする専門的医療を行っているほか,臨床研究,医療従事者の研修・養成等を行っている。

2) 国立病院等の再編成後の機能類型

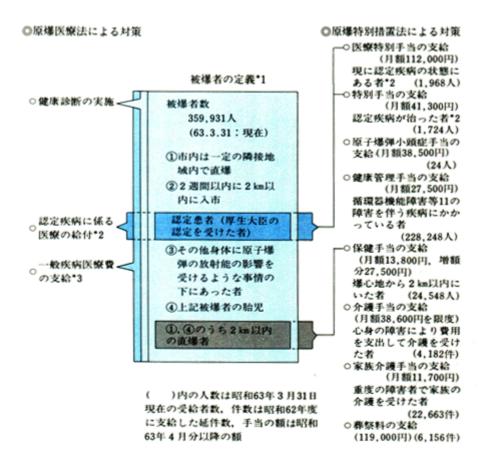
国立病院・療養所については,国立医療機関にふさわしい広域を対象にした高度又は専門医療等を担えるよう,その質的機能の強化を図るため,再編成が進められている。

区 分	梭能
ナショナルセンター [対象疾患等ごと] に全国に1か所]	*特定の疾患等について全国の中心機関となる施設 (例示:国立がんセンター、国立循環器病センター)
基 幹 施 設 【ブロックごとに】 【1か所	*ナショナルセンターとの連係の下にブロックの中心機関となる施設 (例示:地方がんセンター、地方循環器病センター)
	*特定の疾患についてブロックの中心となる施設 (例示:アルコール国立療養所久里浜病院) てんかん国立療養所静岡東病院)
高度総合診療施設 「ブロックごとに 1か所	*高度の総合診療機能にあわせ、高度の臨床研究・教育研修 などの中心機関となる施設 (例示:国立東京第二病院、国立大阪病院)
総合診療施設 【各都道府県に 【1~2か所】	*広域を対象とした救急医療、母子医療などの第三次の医療 機能にあわせ、地域の教育研修、病院の開放、高度医療機 器の共同利用などを実践・普及する機能を有する施設
専門医療施設 「各都道府県に 1~2か所	*特定の疾患(結核、肺病、重心、筋ジス等)を対象とした 専門医療を実施する施設

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1部 制度の概要及び基礎統計

- Ⅲ 保健医療
 - 2 保健医療対策
 - (8) 原爆被爆者対策



(注)

- *1. 被爆者とは、①~④に該当するとして、都道府県知事(広島市、長崎市については市長)から被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
- *2. 認定患者とは、傷病が原爆の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた者をいい、当該傷病を認定疾病という。
- *3. 一般疾病医療費の支給とは、認定疾病以外の傷病について、医療保険等一般の医療保 障制度でカバーできない部分について、被爆者に対し、厚生大臣が支給するものである。